2018 (平成30年) 年度法人各施設事業計画

- 1. 情勢への対応
 - ①報酬改定の動向(重点・関連部分)
 - ・生活介護の開所時間による減算増。
 - ⇒通所施設への影響大。<u>影響の大きい減算をこの時期に確定していない報酬改定に盛り込むこと</u> 自体の不合理。施設運営上の対応の検討は、仲間への影響を十分に考慮して行う。
 - ・成果主義の傾向強まる。就労B型など基本報酬に格差。
 - ⇒利用者の選別につながらないようにする。成果主義の強化に反対する。現状を引き下げる報酬 の改定に反対する。
 - ・共生型サービスの報酬を設定
 - ⇒介護保険に強制的に移行させ、介護保険との統合に道を開く方向に反対。
 - ・地域生活支援拠点等の機能強化は面的整備の傾向強まる。
 - ⇒入所機能を備えた拠点施設の考えが薄まる。福祉実践における総合的力量の向上をはかる視点を持った拠点のあり方について検討を進める。

グループホームへの「日中サービス支援型」の創設については評価未定。<u>いくらかの増額改定があるものの全体として、障害者のおかれている状況の無理解の中で、福祉は我がこと丸ごとを進める方向に大きく転換していく岐路にあると認識する。事業・運動のまさに正念場と言える。</u>

②我こと丸ごと共生社会ビジョン

世代、分野を超える福祉の統合を、自助、互助及び福祉の産業化を柱に推し進めようとする方向に対して

⇒それぞれの分野における福祉の質の向上を、各法の充実と必要な専門性の確保の中で実現させていく運動を進める。実践的な見方や発達保障の考えを広げる。

権利としての福祉の充実を求め実現する運動を、個別の実態に即して進め、また、幅広く連携して進める。

- ⇒<u>事業と障害当事者の共同を進める。日本障害者センター、社会福祉事業のあり方検討会の運動</u>を進める。障全協、障埼連の運動を進める。
- ⇒きょうされん、全障研の運動を進める。発障協、埼身協との連携を強め、共同して運動を進める。
- ③地域社会に貢献する取り組みの責務化
 - ⇒みぬま福祉講座などを通した取り組みの拡充。

児童発達支援の応益負担の免除などを柱にして検討、実施する。

みぬまらしい地域との共同の視点を持った取り組みを進める。

④建物の広さや条件を要さない事業の増大、施設整備費補助の大幅な減額、<u>営利事業の参入拡大</u> ⇒施設整備基準の適正化及び施設整備費補助の増額を求める。

福祉事業の質の向上を課題にした取り組みを進める。

⑤国は入所施設の削減方針を維持している。

暮らしの場の不足は深刻。さらに国は家族依存の回帰、温存を狙っている。

- ⇒入所施設の必要を社会的な合意として公的整備を可能とする状況を作る。<u>暮らしの場の創設を</u> 青年期の自立要求にこたえる事業として取り組む。
- ⇒グループホームは相変わらず厳しい運営環境にある。新たなグループホームの整備を進めるためにも、既存のホームに安心して利用し続けられる環境、運営を目指すことが課題になる。
- ⑥福祉を担う職員の不足は事業の実施や継続を脅かすほど深刻になっている。
 - ⇒職員確保の具体的な取り組みを進める。

他の事業所分野とも共同して進める。

福祉職員の待遇改善を求める運動を福祉労働の質の向上の視点を持って進める。

⑦福祉医療機構の退職金共済への補助の廃止は、28年度新規採用者から適用され財政への影響は

次第に大きくなってきている。

⇒補助の復元を求める運動を進める。

退職金共済自体への加入は当面堅持する方針だが、現実的な影響は確実に増していくことになるため、対応策について組合との協議が必要になる。

- ⑧子どもの療育に応益負担が残されている。
 - ⇒子どもの療育の応益負担を廃止するための運動を進める。

児童発達支援事業の自己負担の免除を継続する。

- ⑨重症心身障害の人が安心して通所できる制度がなくなっている。
 - ⇒看護師・PT などの専門職が常駐できる通所施設の制度の創設を求める。
- ⑩卒後の進路は依然として厳しい。営利の参入など子の願う進路にならない傾向が強まっている。⇒ねがいに基づく進路が保障されるような取り組みを進める。みぬまへの希望については最大限実現されるよう施設の新設を含めた準備を行う。
- ⑪施設事業実践の課題がいくつかはっきりしている。
 - ・仲間・家族の高齢化への対応。
 - ・発達障害など困難な状態にある仲間への取り組みの質をどう確保するか。

法人1期生の沢田総合施設長が再雇用終了になり、数年のうちに、これまで福祉会を中心的に担ってきた職員が退職を迎える状況である。また、施設・事業の運営は、制度の変化、仲間の高齢化、障害の重度化、複雑化、人材不足などにより困難の度合いを増している。施設運営における施設、施設長の自立的力量の強化と、機能連携による総合的力量の強化を図ることが課題になる。

②財政では、事業における全体の収支差(黒字)が減ってきている。事業費 10 億円に及ぶ入所施 設整備の事業が始まる。

⇒事業の安定的継続的発展を図る財政の確立に向けた検討を行い方針を示す。

- 2. 施設、事業の運営
 - ・ 川口太陽の家(生活介護) 国の美術振興事業実施(2016 年度から)
 - ・ アトリエ「輪」(生活介護・定員 20 名・2015.4 開所)
 - ・ 太陽の里(生活介護・施設入所支援)
 - オレンヂホーム(グループホーム)2010年3月1日
 - ・ サンライズ(グループホーム)2009 年 3 月 27 日 第 2 と含めて一体化) 2018 年一部移転。
 - · 大地(生活介護38名·施設入所支援·短期入所)
 - ・ 白岡太陽の家-にじ (生活介護・新築移転) 2012年4月1日
 - ・大宮太陽の家(生活介護)2012年4月1日 ※浦和太陽の家物件を従たる事業所として利用。
 - ・白岡市障害者デイサービスセンター(2008年から5年委託)
 - ・蓮田はすの実作業所(生活介護=蓮田市から土地建物無償貸与)2012年4月1日
 - 生活支援センター
 - ・大宮区障害者生活支援センター(2006年10月)
 - ・埼葛北障害者生活支援センターたいよう(2006年10月)※2018年からきららの分の機能強化
 - ・埼葛北障害者生活支援センターきらら(2012年4月)※2017年度末委託終了⇒機能たいようへ
 - ・川口市障害者相談支援センターみぬま (2006年10月1日)
 - ・北区障害者生活支援センター(2008年4月1日)虐待防止の機能(2012年4月1日)
 - ・埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコ 2018年4月から委託開設

(じりつと共同運営)

・サポートセンターたいよう

居宅支援事業 (2006年12月1日認可)

行動援護 居宅介護事業 重度包括支援 (川口太陽の家内 東部出張所大地内)

生活サポートセンターたいよう 生活サポート事業

- ・ 久喜市地域活動支援センター (2013年4月1日から委託)
- ・児童発達支援事業「シャイン」(定員 10 名・2015 年 4 月開所)
- ・しらゆりの家(単独型短期入所事業・定員10名 2016年4月川口市から委託)
- 3. 事業の実施と検討
- (1) 暮らしの場の確保
 - ①川口市における入所施設の整備

国庫補助協議4月から 7月頃結果 国庫補助の内示があれば、年度内整備2019年4月開所 国庫補助通らなければ整備方針について検討 協議を続けるか自費整備か計画変更か。

- ②グループホーム勤務実態等実態改善とグループホームの整備
 - ・サンライズの環境改善を進める。
 - ⇒2018年10月一部移転で準備中。
 - ・新設の検討を進める。(白岡蓮田・川口・大宮)
- ③仲間、家族の高齢化、機能低下、病気による重介護化への対策
- (2) 通所施設の整備
 - ・大宮太陽の家の改善を進める。
 - ・卒後の進路を考える会の検討をまとめる。
 - ⇒さいたま市に拠点となりえる施設を整備する方針をまとめ、準備を進める。 準備会を発足する。(後援会と協議して進める。)
- (3) その他の事業の実施、変更の検討
 - ①埼葛北地区に基幹センターを委託開設する。(4月開所)「じりつ」と共同運営。
 - ②シャインの児童発達支援センターへの変更について検討し準備を進める。
 - ③白岡デイサービスの運営改善しえる制度活用について検討する。
- 4. その他課題への対応
- (1) 人事
 - ①入所施設の整備開設の進捗状況に即した雇用を進める。
 - ②アトリエ輪の職員の健康状況を考慮して、パート枠を正規職に置き換えた。入所施設開設に向けた体制整備の一環と位置付ける。
 - ③太陽の里において男性パート枠4名を2名の正規職に、女性パート枠2名を1名の正規職に置き換えた。パート雇用の困難への対応とする。
 - ④沢田施設長の再雇用打ち切りに伴い、はすのみ作業所に施設長を配属する。
 - ⑤法人に対外業務、研修、職員育成、担当の嘱託職員を雇用する。
 - ⑥女性が働き続けられる職場環境づくりをすすめる。 先行雇用枠女性2名を引き続き雇用し、太陽の里、大地に1名ずつ配属する。 入所施設の女性夜勤8名体制を堅持する他、出産や急な退職への対応とする。
 - ⑦対外用務(全国)

障全協副会長 全国暮らしの場を考える会会長 新井たかね 日本障害者センター理事 社会福祉事業のあり方検討会 澤田透

(2) 施設運営

施設運営における施設長の自立的力量の強化と、機能連携による総合的力量の強化を図る。<u>外の</u>空気を入れる。

- ①法人支援会議、虐待権利擁護委員会、研究部による<u>施設、事業実践の横断的支援機能を確立</u>する。 ソーシャルワーク、実践・障害理解の専門的視点を事業、運動の原動力にする。
- ②施設間交流の具体化 ・施設を地域グループにまとめグループ会議を行う。
 - ・入所、通所、相談支援など機能別会議を行う。
 - ・職員会議等への相互参加を行う。
- (3) 人材の育成

研修の体系化とともに以下の取り組みを実施する。

- ①施設、事業の諸会議へ横断的な参加体制
- ②新人交流会を開催する。
- (4) 第3期将来構想 実施課題の整理
- 5. 労務
- (1) 4月1日実施(3月理事会に提案)
 - ①給与規程の最終等級を超える職員の昇給規程を設ける。「6-45 の次年 2000 円昇給する。」
 - ②給与表 各学歴卒の初任給と次期昇給の間に昇給を設ける。
 - ・ 高卒、大卒初任給から次期昇給24か月後を12カ月後に3000円
 - ・短大卒18カ月後を6か月後に3000円
 - ・給与表 1-33②を 3000 円昇給する。
 - ③嘱託職員の雇用条件を定める。

65 歳再雇用打ち切り後法人が特に必要と認めたもの。 1 年更新 70 歳上限。 月額 1 0 万円 2 0 時間/週程度

- (2) 検討し実施する。
 - ①65歳以上の雇用条件を定める。
 - ②賞金の支給規定を定める。
 - ③福祉医療機構の退職金共済補助打ち切りへの対応について検討する。
- 6. 研修を体系的に行う
 - ①基本的事項の継承とともに、実践・事業・運動の発展を推進する職員の組織的力量の向上をめずして研修を組織する。経験年に応じた体系として実施する。
 - ・新任研修を行う。開催時期について検討する。
 - ・管理職研修を実施する。(担当=常任理事会)
 - ・実践報告会を開催する。(2月予定)
 - ・発達保障講座を開催する。(子育て支援事業として地域講座として開催する。)
 - ②法人合同研修を継続する。(法人間連携として) 実施する
 - ③施設間交流としてインターンシップ研修を検討する。
 - ④海外研修を実施する。

全障研の海外研修に2名派遣する。(岸畑・渡邊)

- 7. 法人の運営
 - ①労働組合との協議を定期的に行う。
 - ②後援会との協議を定期的に行なう。
 - ③法人運営の基本的な執行及び検討を常任理事会で行う。
 - ④法人に以下の会議を置く。(基幹会議)

常任理事会 法人事務局

施設運営担当者会議(地域グループ会議・分野別会議開催)

法人事務会議 *別に請求担当者会議開催

第3期将来構想事務局 運動部会 実践研究部会 文化部会 事業部会 経営部会 暮らしの場準備会(後援会合同)

人事対策部会(総務)

法人研修委員会 法人支援会議 法人権利擁護虐待委員会

集運営会議

IT 委員会

白岡・蓮田地域の施設検討会

施設運営会議(大宮太陽の家・シャイン・白岡デイサービス・久喜地活)

- 8. 次の行事・事業を行う
 - ・成人式還暦の祝い。1月 ・職員の勤続表彰。6月